

県立吉野ヶ里歴史公園 官民連携推進事業  
要求水準書

令和4年11月

佐 賀 県

# 目 次

<b>第 1 章 総則</b> .....	1
1. 本要求水準書の位置づけ .....	1
2. 事業の目的 .....	1
3. 本事業の公募対象区域 .....	2
4. 吉野ヶ里歴史公園の概要 .....	3
5. 法令遵守 .....	3
<b>第 2 章 特定公園施設の要求水準</b> .....	4
1. 特定公園施設の範囲 .....	4
2. 特定公園施設の種類と内容 .....	4
3. 既存施設の取扱い .....	6
4. 特定公園施設等の運営・維持管理に関する要求水準 .....	7
<b>第 3 章 公募対象公園施設の要求水準</b> .....	9
1. 設置可能な公募対象公園施設の種類 .....	9
2. 公募対象公園施設の設置条件 .....	9
3. 公募対象公園施設の運営・維持管理に関する要求水準 .....	10
<b>第 4 章 利便増進施設の要求水準</b> .....	13
1. 利便増進施設の設置条件 .....	13
<b>第 5 章 その他提案施設の要求水準</b> .....	14
1. その他提案施設の範囲 .....	14
2. その他提案施設の種類と内容 .....	14
3. その他提案施設等の運営・維持管理に関する要求水準 .....	14

## 第1章 総則

### 1. 本要求水準書の位置づけ

本要求水準書（以下「本書」という。）は、佐賀県（以下「県」という。）が、「吉野ヶ里歴史公園官民連携推進事業」（以下「本事業」という。）を実施する設置等予定者を選定するにあたって、県が設置等予定者に要求する公園施設等の水準等を示すものである。

本書の適用範囲は、以下のとおりとする。

- ・特定公園施設
- ・公募対象公園施設
- ・利便増進施設（任意提案にかかる事項）
- ・その他提案施設（任意提案にかかる事項）

### 2. 事業の目的

吉野ヶ里歴史公園は、我国固有の優れた文化的資産である吉野ヶ里遺跡の保存及び活用を図るため、平成4年に閣議決定を受けて設置された国営区域と、国営区域と一体となって遺跡の保全及び公園としての機能の充実を図る目的として設置された県立区域から構成されている。

県立区域は、吉野ヶ里歴史公園の基本テーマである「弥生人の声が聞こえる」に基づき、強く心に残り、歴史ロマンが感じとれる「魅力ある風景の公園」づくりに加え、四季を通じて誰もが一日中気持ちよく楽しく過ごせるよう、多様な催し物や親切な案内などサービスの充実をはかり、「楽しい公園」づくりを目指してきた。

これからは、吉野ヶ里遺跡の魅力を活かしながら、公園施設の利用を通じて、子育て世代をはじめ、幅広い年代の方が楽しむとともに、神埼・吉野ヶ里エリアの観光施設等と連携した利活用に取り組むことで、東部地域の活性化の拠点となる公園を目指す。このような多様なニーズに素早く柔軟に対応していくためには、官民連携による取組を進めていくことが不可欠である。

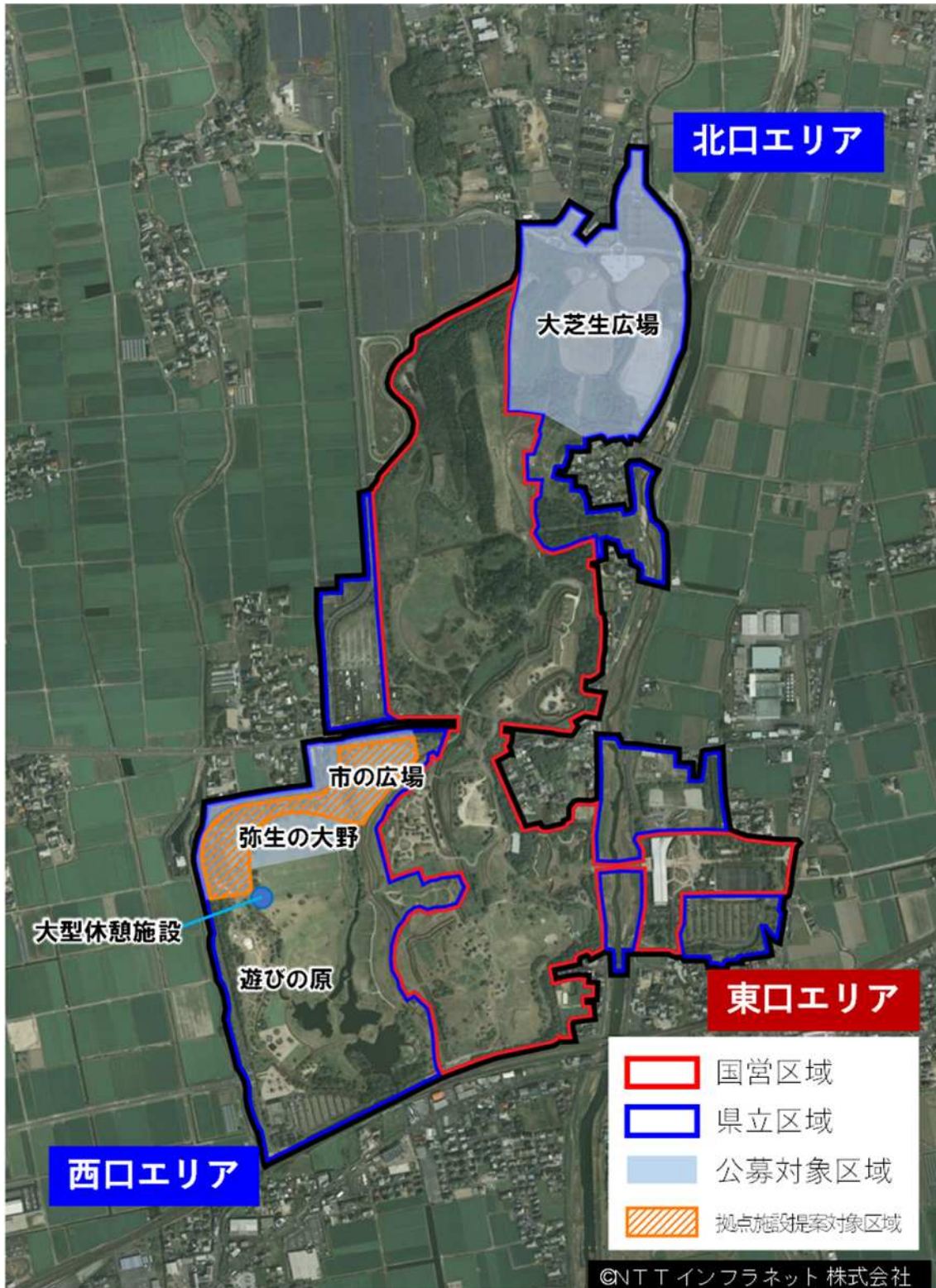
そこで、県では、吉野ヶ里歴史公園の魅力をさらに高める新たな官民連携の取組を推進することを目的として、令和4年6月に「吉野ヶ里歴史公園官民連携による整備管理方針」（以下「整備管理方針」という）を策定した。

本事業では、整備管理方針を受けて、官民連携による公園づくりを行っていくことを目的としている。

### 3. 本事業の公募対象区域

本事業の公募対象区域は、公園北口エリア及び西口エリアの一部とする。

なお、特定公園施設のうち、必須提案施設である拠点施設については、拠点施設提案対象区域内に限るものとする。



#### 4. 吉野ヶ里歴史公園の概要

吉野ヶ里歴史公園の概要は以下のとおりです。

施設名称	佐賀県立吉野ヶ里歴史公園
設置年度	平成13年4月21日
所在地	神崎市、神埼郡吉野ヶ里町
面積	都市計画決定面積 約117ha (国営区域 約54ha、県立区域 約63ha) 現在の開設面積 約107ha (国営区域 約53ha、県立区域 約54ha)
設置目的	県立吉野ヶ里歴史公園は、我が国固有の優れた文化的遺産である「吉野ヶ里遺跡」の保存及び活用を図るため、平成4年10月の閣議決定を受け設置された国営公園と、一体となって遺跡の保全及び公園の機能の充実（魅力ある風景・環境づくり、レクリエーション環境の整備等）を図ることを目的として設置。
供用日	1月1日から12月30日まで（1月の第3月曜日及びその翌日を除く）
供用時間	9時から17時まで（6月1日から8月31日までは18時まで）
主な施設	サービスセンター（西口・北口）、駐車場（東口・西口・北口、臨時） 大型複合遊具、トイレ、休憩所、東屋 等
入園料	中学生以下：無料、大人：460円、シルバー（65歳以上）：200円 2日間通し券（大人：500円、シルバー（65歳以上）：240円）
駐車場料金	普通車：310円（東口540台、西口310台、北口230台） 大型車：1,050円（東口80台、西口20台、北口11台）

#### 5. 法令遵守

提案に当たっては、都市公園法、都市計画法、建築基準法、文化財保護法、佐賀県立都市公園条例、佐賀県美しい景観づくり条例、吉野ヶ里町吉野ヶ里歴史公園周辺景観条例、神崎市吉野ヶ里歴史公園周辺景観条例、消防法、旅館業法等の事業内容に係る関係法令を遵守するものとする。

また、事業実施に当たって、必要な許認可の取得・手続きについては、事業者の負担により実施するものとする。

なお、提案内容の内、県による整備、指定管理者による維持管理となる事業範囲においては、必要な許認可の取得・手続きについて、県で行うこともあるため、各種手続きにあたっては、事前に県と協議すること。

## 第2章 特定公園施設の要求水準

### 1. 特定公園施設の範囲

本公園のうち、公募対象公園施設の設置及び管理を行うこととなる認定計画提出者との契約に基づき、公園管理者が建設を行わせる拠点施設、園路等の公園施設であって、公募対象公園施設と一体となって、公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるものとする。

### 2. 特定公園施設の種類と内容

本事業において、認定計画提出者は、以下の施設を含む特定公園施設の整備を提案すること。

#### ■北口エリア

##### ① 園路・車路

- ・北口エリアへの公募対象公園施設等の整備にあたって、公園内の移動・回遊のために必要となる園路・車路の整備を提案すること。
- ・園路の幅員は、既存園路に準じた幅員を確保することを基本とするが、歩行者のみの通行とする場合には、2.0m以上確保するものとする。また、公募対象公園等の利用者の一般車両が通行する園路については、荷下ろし等による駐車時においても車両が通行可能となる幅員を確保すること、一方通行規制等による場合でも車両等が乗り入れる車路については、3.0m以上確保するものとする。
- ・非常時における避難経路を確保するため、公園区域外への動線に配慮すること。
- ・園路は、雨天時においても滑りにくい仕様とすること。
- ・水たまり等ができないよう、適切な排水処理を施すこと。
- ・イベント時等の混雑時の安全性に配慮すること。
- ・樹木管理や埋設物管理等に伴う作業用車両の通行に配慮すること。
- ・バリアフリーに配慮すること。
- ・路材は、自然素材を活用するなど、周辺環境等の調和に配慮すること。
- ・車路の設定にあたっては、歩行者専用の園路との間に、適宜、車止め等を設置するなどの安全確保を図ること。
- ・一般の公園利用者の開園時間以外は、国営エリアは閉鎖されることから、国営エリアへの進入を防止するための対策を提案すること。

#### ■西口エリア

##### ① 拠点施設（利用者サービス施設）

- ・西口エリアの拠点施設提案対象区域内に、公園利用者のサービス向上に資する収益施設を含む拠点施設を設置すること。
- ・拠点施設では、入園料の徴収を行うスペース、ワークショップや打合せ等が実施可能な会議室またはオープンスペースを設けるとともに、公園利用者に対し、飲食等のサービスを提供する機能を設けること。ただし、入園料の徴収を行うスペースは1か所のみ提案できるものとする。
- ・飲食等のサービス機能については、公園利用者の利便性の向上につながるものとし、公園

内への案内等についても計画すること。

- ・施設内に、従業員及び施設利用者が利用できるトイレを整備すること。
- ・拠点施設の建築面積（水平投影面積）は、1,500m<sup>2</sup>を上限とする。建築物を分棟配置する場合においても、建築物の建築面積の合計が、上記の建築面積の上限を超えないものとする。また、1棟あたりの建築面積は、1,000 m<sup>2</sup>を上限とする。構造については平屋建てを基本とする。ただし、環壕集落からの景観、弥生の風景や古代の森の風景に調和したもの、かつ公園の魅力向上につながるものに限り、2階建てまで認めることとする。なお、その際は2階建てとする必要性や2階建てとすることによる効果を提案すること。
- ・古代の原ゾーン、古代の森ゾーンの建築物は全て平屋建てとなっている。拠点施設の高さは、周辺環境の連続性に配慮するとともに、周辺の高木の高さかつ10m以下とすること。
- ・なお、拠点施設の整備に合わせて、同一施設内に公募対象公園施設を設けることもできる。
- ・また、いずれのケースにおいても地下の利用は認めない。

## ② 園路・車路（任意）

- ・西口エリアへの特定公園施設等の整備にあたって、公園内の移動・回遊のために必要となる園路・車路の整備を提案すること。
- ・園路の幅員は、既存園路に準じた幅員を確保することを基本とするが、歩行者のみの通行とする場合には、2.0m以上確保するものとする。また、公募対象公園等の利用者の一般車両が通行する園路については、荷下ろし等による駐車時においても車両が通行可能となる幅員を確保すること、一方通行規制等による場合でも車両等が乗り入れる車路については、3.0m以上確保するものとする。
- ・非常時における避難経路を確保するため、公園区域外への動線に配慮すること。
- ・園路は、雨天時においても滑りにくい仕様とすること。
- ・水たまり等ができないよう、適切な排水処理を施すこと。
- ・イベント時等の混雑時の安全性に配慮すること。
- ・樹木管理や埋設物管理等に伴う作業用車両の通行に配慮すること。
- ・バリアフリーに配慮すること。
- ・路材は、自然素材を活用するなど、周辺環境等の調和に配慮すること。
- ・車路の設定にあたっては、歩行者専用の園路との間に、適宜、車止め等を設置するなどの安全確保を図ること。
- ・一般の公園利用者の開園時間以外は、国営エリアは閉鎖されることから、国営エリアへの進入を防止するための対策を提案すること。

## ■拠点施設整備について

- ・拠点施設整備にあたっては、新たな入園口を設けるとともに、拠点施設まで、公園外からアクセスできるよう無料エリアを設定する予定としている。
- ・そのため、拠点施設については、立ち寄り利用できるように、駐車場整備など公園外からのアクセス方法及び無料エリア設定時の設定範囲や活用方法（案）について、提案すること。

- ・なお、無料エリアの設定については、提案後の調整によっては、認定計画提出者に計画の修正・変更等を求めることがある。
- ・また、拠点施設整備に合わせ、西口臨時駐車場の駐車場としての活用を含めた提案はできるものとする。

#### ■インフラ整備について

- ・公募対象公園施設に対して必要なインフラ（電気・ガス・上下水道）については、設置する拠点施設内については、認定計画提出者により整備を行うものとする。
- ・拠点施設外におけるインフラ施設（公園外からの引込・分電盤等の設置・更新）については、県による整備を行う。  
(必要とする規模・容量については、別途、県と協議と行うものとする。)
- ・原則として、インフラ設備は子メーター等を設置し、管理許可を受けて運営する箇所の使用料を区分できるようにするものとし、当該使用量に応じた料金を県に支払うものとする。
- ・子メーター設置は、認定計画提出者によるものとするが、県との協議により、定額納付等の方法を採用する場合は、この限りでない。
- ・また、特定公園施設として、拠点施設と類似する建築物等を提案する場合は、同様の取り扱いとする。

#### ■公園全般

- ・各種付帯施設や安全施設等のデザイン、素材、色彩等については、周辺環境との調和に留意すること。
- ・照明施設等の設置が必要な場合、事業開始前に県と協議を行うとともに、デザイン、素材、色彩等については、周辺環境との調和に留意すること。

#### ■その他

- ・上記で提案を求めるものの他、都市公園法で定められた公園施設については、公園施設の新設、既存施設の改修等について、提案可能とするが、特定公園施設に関して、県が支払う施設整備費用は、公募設置等指針に記載の額を上限とする。

### 3. 既存施設の取扱い

本事業において、既存施設の取扱いは、以下のとおりとする。

#### ① 樹木（公園全体）

- ・公募対象公園施設や特定公園施設の整備に伴い支障となる樹木の伐採、撤去については、県との事前協議を行うこと。なお、樹木の伐採は必要最小限に限るものとする。

#### ② その他

- ・その他の既存施設は、存置を基本とするが、事業内容に合わせて、特定公園施設以外の施設についての撤去・移設・改修・更新等の提案がある場合には、本事業の公募に合わせ



て、提案することができる。

- ・提案にあたっては、「第5章 その他施設の要求水準」を確認の上、提案を行うこと。
- ・なお、これらの内容については、特定公園施設として提案することも可能であるため、同様の内容を提案された場合には、特定公園施設としての提案を優位に評価する。

#### 4. 特定公園施設等の運営・維持管理に関する要求水準

特定公園施設の運営・維持管理のうち、拠点施設の運営・維持管理は、管理許可により、認定計画提出者により実施するものとする。

また、園路その他の特定公園施設のうち収益施設にあたる施設は、認定計画提出者により運営・維持管理を行うものとするが、非収益施設にあたる施設は、施設の維持管理については、県が別途指定する指定管理者による維持管理を基本とする。

なお、公募対象区域内の施設については、認定計画提出者の費用負担で維持管理を行うことを希望する施設がある場合には、県と協議ができるものとする。

認定計画提出者は、公園施設の運営等の中で、公園の魅力向上に資することを目的とした地域連携事業やイベント等の実施、公園利用者へのサービス向上を図る事業及びその他施設の機能増進や活性化につながる事業を行うこと。

公園施設の運営等にあたっては、周辺環境等の保全のため、悪臭防止法で定める規制基準及び佐賀県環境の保全と創造に関する条例で定める騒音、振動、粉じんの規制基準を遵守する他、当該事由に関する苦情が寄せられた場合には、対応窓口を設け、適切に対応すること。

その他、拠点施設等の収益施設の運営については、以下の基準に沿った提案を行うこと。

##### ① 拠点施設の営業時間

- ・拠点施設は、公園の休園日を除き、通年営業とすることを基本とする。
- ・営業時間は、公園の開園時間については、原則として、営業を行うものとする。  
なお、公募対象公園施設利用者等のための早朝・夜間営業については、事業者の提案によるものとする。
- ・収益施設等に関して、定休日等を設ける場合には、休業日等の設定について提案すること。
- ・収益施設以外の公園管理施設（入園料徴収ブース、会議室等のオープンスペース、トイレ等）については、公園の開園時間は、原則、利用可能な状態とすること。
- ・公園閉園時間は、西口エリア、北口エリアからの国営エリアへの進入ができないような閉鎖措置を行う。
- ・イベントの開催や感染症感染防止対策等において、県の判断により、一時的に営業時間の短縮・休業を指示する場合がある。その場合は、事前協議を行うものとするが、営業補償等については、行わないものとする。

（別途、感染症対策等で国等が設定する給付金措置等の適用を妨げるものではない。）

##### ② 拠点施設の運営について

- ・事業期間中の騒音・振動・光害・悪臭等について、極力発生させないこととし、周辺環境に十分に配慮すること。

- ・屋内は原則禁煙とする。屋外の喫煙については、現在、分煙措置を講じているため、同様の対応とすること。
- ・アルコール販売を行う場合、その内容等について、県に提出すること。
- ・テイクアウト形式の飲食の提供については、可能とする。
- ・イベント等の開催時には、イベント実施に対する協力を行うとともに、地域住民や周辺環境へ配慮した運営を行うこと。
- ・公園利用者が店舗を利用することによって生じる公園内のゴミの回収等については、認定計画提出者が相応の負担をするものとする。また、テイクアウト形式の飲食の提供を実施するにあたっては、ごみの散乱等に関する対応策を検討すること。
- ・県産品の使用・提供及び県のPRに繋がる物販については、必須ではありませんが、可能な限り実施すること。
- ・年間を通じ、法令に準じ円滑な管理運営が可能な従業員の配置及び連絡体制とすること。
- ・特に、公園の開園時間における入園料徴収業務については、県により別途指定する指定管理者により実施することから、施設運営について協力を行うこと。
- ・地震・火災等非常時の危機管理に対応した管理運営が可能な従業員の配置及び連絡体制とすること。
- ・従業員及び関係者の駐車場は、原則として、公園区域外に別途確保すること。
- ・設置管理許可を受ける範囲において、従業員及び関係者の駐車場として認定計画提出者が自ら駐車スペースを設ける場合及び既存の公園内駐車場のうち北口駐車場内において、県が認定計画提出者の利用を認める駐車スペースの枠内での駐車は可とする。
- ・駐車スペースを独占的に使用する場合は使用料が発生する。
- ・従業員及び関係者の駐車場について、公園内での確保を希望する場合には、事前に県と協議をすること。

### 第3章 公募対象公園施設の要求水準

#### 1. 設置可能な公募対象公園施設の種類

本事業で設置可能な公募対象公園施設は、都市公園法第5条の2第1項及び都市公園法施行規則第3条の2に規定されている便益施設及び休養施設とする。

#### 2. 公募対象公園施設の設置条件

公募対象公園施設の設置に当たっては、以下の条件を満たすものとする。

##### ① 設置可能な場所

- ・公募対象公園施設が設置可能な場所は、公園の北口エリア、西口エリアとして、公募対象区域に示される範囲とするが、北口エリアへの設置を必須提案とする。
- ・公募対象区域外の西口エリアは、指定管理者による事業を優先するものとするが、現状の利用形態を踏まえた提案、イベント開催等の一時的な利用に資する提案を可能とする。

##### ② 設置可能な施設

- ・公募対象公園施設として、宿泊機能を有する便益施設または休養施設を設置すること。
- ・その他の便益施設については、任意とするが、施設全体として、他の要求水準について満たすことを必須とする。
- ・また、必要に応じて、ベンチ等の休養施設の設置も可能とする。

##### ③ 建築面積、高さ

- ・建築面積（水平投影面積）は、1,500m<sup>2</sup>を上限とする。建築物を分棟配置する場合においても、建築物の建築面積の合計が上記の建築面積の上限を超えないものとする。また、1棟あたりの建築面積は、1,000m<sup>2</sup>を上限とする。構造については平屋建てを基本とする。ただし、環壕集落からの景観、弥生の風景や古代の森の風景に調和したもの、かつ公園の魅力向上につながるものに限り、2階建てまで認めることとする。なお、その際は2階建てとする必要性や2階建てとすることによる効果を提案すること。また、高さは周辺の高木の高さかつ10m以下とすること。
- ・なお、建築物を分棟配置する場合には、建築面積の上限は、建築物の建築面積の合計が、上記の上限を超えないものとする。
- ・地下構造は認めない。

##### ④ 建築に関する条件

- ・施設の設置に当たっては、公園の特性を踏まえ、公園の周辺環境との調和を図ること
- ・本公園とその周辺空間に相応しい、景観に配慮した施設デザインや素材、色彩とすること
- ・特に国営エリアからの眺望には、配慮を行うこと。
- ・バリアフリーに配慮した設計とすること
- ・施設や夜間照明等の配置は、死角や暗がりを作らないように工夫するなど、安全性・防犯性に配慮すること

- ・トイレ等の施設については、必要に応じて、施設内に設置すること。

#### ⑤ インフラ（電気・ガス・上下水道等）

- ・公募対象公園施設に対して必要なインフラ（電気・ガス・上下水道）については、設置許可を受ける範囲においては、認定計画の提出者の負担により整備を行うものとする。  
なお、設置許可を受ける範囲外におけるインフラ施設（公園外からの引込・分電盤等の設置・更新）については、県による整備を行う。  
（必要とする規模・容量については、別途、県と協議と行うものとする。）
- ・原則として、インフラ設備は子メーター等を設置し、公募対象公園施設の使用料を区分できるようにするものとし、当該使用量に応じた料金を県に支払うものとする。  
また、子メーター設置については、認定計画提出者の負担とするが、県との協議により、定額納付等の方法を採用する場合は、この限りでない。

#### ⑥ 原状回復

- ・原則として、設置許可期間が満了するまでに、認定計画提出者の責任及び負担において、公募対象公園施設を撤去し、更地にして県に返還すること。
- ・ただし、県が認める場合に限り、公募対象公園施設の存置及び設置許可の再申請ができるものとする。

#### ⑦ その他

- ・建設予定地における樹木の伐採・撤去は、認定計画提出者の費用負担により行うものとする。なお、伐採・撤去にあたっては、その方法・内容について県と協議を行うこと。
- ・本公園は、埋蔵文化財包蔵地であることから、地盤改良、土地の形質の変更等を行う場合は、文化財保護法の適用を受けるため、必要に応じて、県及び関係機関と事前に協議を行うこと。なお、地盤改良等の費用については、県と認定計画提出者との協議により、内容、手法等を決定し、県の費用負担で実施するものとする。
- ・公募対象公園施設利用者のための施設として、園内に駐車スペースを設ける場合には、公募対象公園施設として整備を行うこと。
- ・駐車場スペースを整備する場合には、一般の公園利用者等の利用に配慮し、事故の防止等安全性の向上に努めること。
- ・公募対象公園施設の工事着手は、設置許可を受けた後とする。

### 3. 公募対象公園施設の運営・維持管理に関する要求水準

認定計画提出者は、公募対象公園施設の運営・維持管理について、以下の基準に沿った提案を行うこと。

#### ① 施設の営業時間

- ・公募対象公園施設は、吉野ヶ里歴史公園の休園日を除き、原則通年営業とすることを基本とする。

- ・なお、定休日等を設ける場合には、休業日等の考え方について、提案すること。
- ・宿泊施設の営業時間については、チェックイン・チェックアウト時間等について、提案すること。
- ・公園の開園時間以外の園内への入退場、公園駐車場の利用については、国営エリアである東口の利用は不可とします。
- ・県立エリアである北口、西口（既存及び新設）については、公園開園時間以外の公募対象公園施設利用者等の入退園を可能とするが、閉園時間における入退園を行う場合は、人員配置等の管理方法を含めて、提案すること
- ・公園閉園時間は、西口エリア、北口エリアからの国営エリアへの進入ができないように指定管理者により閉鎖措置を行うものとする。
- ・宿泊利用に関する入園料は、2日間通し券の適用とする。連泊する場合には、宿泊日数に応じて、2日間通し券と1日券の併用とする。
- ・また、駐車料金は、入退場毎に1回の適用し、同日内であれば、再入場を可能とする。
- ・入園料、駐車料金の額は、一般利用者と同様の適用をするものとして、閉園時間における入退場については、認定計画提出者が公募対象公園施設利用者から徴収し、毎日、県に納付するものとする。
- ・イベントの開催や感染症感染防止対策等において、県の判断により、一時的に営業時間の短縮・休業を指示する場合がある。その場合は、事前協議を行うものとするが、営業補償等については、行わないものとする。  
(別途、感染症対策等で国等が設定する給付金措置等の適用を妨げるものではない。)

## ② 施設の運営について

- ・事業期間中の騒音・振動・光害・悪臭等について、極力発生させないこととし、周辺環境に十分に配慮すること。
- ・屋内は原則禁煙とする。屋外の喫煙については、現在、分煙措置を講じているため、同様の対応とすること。
- ・アルコール販売を行う場合、その内容等について、県に提出すること。
- ・テイクアウト形式の飲食の提供については、可能とする。
- ・屋外での施設利用者による火気の使用については、場所を限定するものとして、区画の明示、防火用の水・砂の確保等、必要な安全対策を実施すること。
- ・イベント等の開催時には、イベント実施に対する協力を行うとともに、地域住民や周辺環境へ配慮した運営を行うこと。
- ・公園利用者が店舗を利用することによって生じる公園内のゴミの回収等については、認定計画提出者が相応の負担をするものとする。また、テイクアウト形式の飲食の提供を実施するにあたっては、ごみの散乱等に関する対応策を検討すること。
- ・県産品の使用・提供及び佐賀県のPRに繋がる物販については、必須ではありませんが、可能な限り実施すること。
- ・年間を通じ、法令に準じ円滑な管理運営が可能な従業員の配置及び連絡体制とすること。
- ・地震・火災等非常時の危機管理に対応した管理運営が可能な従業員の配置及び連絡体制と

すること。

- ・従業員及び関係者の駐車場は、原則として、公園区域外に別途確保すること。
- ・設置許可を受ける範囲において、従業員及び関係者の駐車場として認定計画提出者が自ら駐車スペースを設ける場合及び既存の公園内駐車場のうち北口駐車場内において、県が認定計画提出者の利用を認める駐車スペースの枠内での駐車は可とする。
- ・駐車スペースを独占的に使用する場合は使用料が発生します。
- ・従業員及び関係者の駐車場について、公園内での確保を希望する場合には、事前に県と協議をしてください。

## 第4章 利便増進施設の要求水準

### 1. 利便増進施設の設置条件

本事業においては、利便増進施設の設置は、任意提案とする。

利便増進施設を設置する場合は、設置する施設の種類、規模、設置場所等を提案すること。

設置できる施設は、以下のとおりとする。

なお、利便増進施設の設置にあたっては、所定の占用料が発生するほか、事業期間中の維持管理については、認定計画提出者により実施するものとする。

#### ① 自転車駐車場

- ・認定計画提出者は、公募対象公園施設等の利用者サービスのための自転車駐車場を設けることが可能とする。
- ・自転車駐車場の設置にあたっては、公園の景観等に配慮すること。

#### ② 看板・広告塔

- ・認定計画提出者は、公募対象公園施設の周辺に、地域における催し物に関する情報を提供するための看板又は広告塔を設置することができる。
- ・地域に関する情報や広告と併せて、本事業のための自己用広告の掲出を可能とするが、一般広告（第三者広告）は、原則設置できないものとする。

## 第5章 その他提案施設の要求水準

### 1. その他提案施設の範囲

本公園のうち、公募対象公園施設または特定公園施設と一体となって、公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるものについて、県による費用負担による施設整備・改修を提案することができる。

### 2. その他提案施設の種類と内容

本事業において、認定計画提出者は、本事業と一体として運営することが望ましいと考えられる施設について、特定公園施設以外に、県に施設整備・改修を求める公園施設の整備・改修を提案することができる。

ただし、提案する公園施設については、特定公園施設として整備可能なものについては、特定公園施設として提案を行うものとして、同様の施設整備の提案にあたっては、特定公園施設での提案を優位に評価する。

その他提案施設の例

- ・キャンプサイト（フリーサイト）の設定
- ・宿泊施設利用者等の利便性向上のためのシャワー室整備
- ・既設炊事場、トイレ等における給湯設備の追加
- ・公園駐車場の増設
- ・公園遊具の追加、改修
- ・園内照明に関する提案

その他提案施設の整備・改修に関する提案については、特定公園施設の要求水準等を踏まえて、提案すること。

また、提案可能な範囲は、公募対象区域内とする。

なお、その他提案施設として提案された施設は、認定計画提出者による提案をうけて、県で別途設計・工事を行う。

なお、提案にあたっては、その他提案施設の事業費の見込みについて提案すること。

その他提案施設については、提案内容のみを評価し、事業費については、一体的な事業として実現可能かを確認するが、評価の対象としない。

### 3. その他提案施設等の運営・維持管理に関する要求水準

その他提案施設の運営・維持管理については、収益施設にあたる施設は、認定計画提出者により運営・維持管理を行うものとするが、非収益施設にあたる施設は、県が別途指定する指定管理者による維持管理を基本とする。

なお、公募対象公園区域内の施設については、認定計画提出者の費用負担で維持管理を行うことを希望する施設がある場合には、県と協議ができるものとする。

認定計画提出者によるその他提案施設の営業時間・運営については、以下のとおりとする。



- ・公募対象公園施設と一体的に運用すべき収益施設の営業時間等については、公募対象公園施設における条件に準じて設定するものとする
- ・特定公園施設と一体的に運用すべき収益施設の営業時間等については、特定公園施設（拠点施設）における条件に準じて設定するものとする。
- ・その他、非収益施設の提案施設については、特定公園施設の非収益施設の運営と同様として、県が別途指定する指定管理者による維持管理を基本とする。
- ・なお、これらの基本的な運用の範囲に入らないものについては、別途、県と協議により決定するものとする。